



薩摩川内市 六次産業化 基本計画

平成26年3月
薩摩川内市

ごあいさつ

農林漁業は、我が国の地域経済社会の礎であるにもかかわらず、近年、いずれも担い手の減少・高齢化、販売価格の低迷など、極めて厳しい状況に置かれています。平成16年10月の合併から間もなく10年の歳月を迎え、県内最大の面積を誇る本市においても同様であり、就業人口の減少や耕作放棄地の増大などに歯止めがかからないのが実態です。



このような中、国においては、平成25年12月、「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」の実現を目指した「農林水産業・地域の活力創造プラン」を打ち出し、その4本柱の一つの中に「6次産業化等の推進」を明確に位置付けました。

本市においても、重要な産業である農林漁業の置かれた現状を打破し、農林漁業者の皆様の所得の確保と雇用の増大を図るため、農林漁業の六次産業化の促進に積極的に取り組み、足腰の強い農林漁業の実現に向けた一助とすることとしました。

本計画は、こうした基本的な考え方の下に、平成25年7月に制定した「薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例」の規定に基づき、これからの5年間の施策の方向性をまとめたものであり、今後、市としても、本計画に沿って様々な取組を展開していく考えです。しかしながら、本計画の中でも述べたとおり、本市における農林漁業の六次産業化は、今まさにスタートラインに立ったばかりの状況であり、これが将来、豊かな実を結んでいくためには、その主役となる市内の農林漁業者の皆様の意欲と創意工夫が何よりも大切であると考えます。市としても、関係機関と連携しながら、市内の農林漁業者の皆様の積極的な、個性ある取組を全面的にバックアップしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご指導・ご助言を賜りました薩摩川内市農政企画審議会及び薩摩川内市林業振興推進協議会の委員の皆様をはじめ、関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成26年3月

薩摩川内市長 岩切 秀雄

目 次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の目的	4
3. 計画の期間	4
4. 計画の位置付け	4
第2章 薩摩川内市における現状	5
1. 産業別の現状	5
2. 六次産業化の現状	9
第3章 薩摩川内市の六次産業化戦略	11
1. 基本理念	11
2. 六次産業化に向けての課題	12
3. 基本方針	13
4. 基本施策	14
第4章 計画の推進	31
1. 推進体制	31
2. 目標値の設定と計画の見直し	32
資料編	33

第1章 はじめに

1. 計画策定の背景

(1) 国の動向

我が国では、近年、激化する国際競争等に的確に対応し、我が国農山漁村の重要な産業である農林漁業の持続的かつ健全な発展を図る観点から、六次産業化に対する関心の高まりが見られ、平成25年6月に打ち出された新たな成長戦略～「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」～においては、「六次産業化・異業種連携の推進」が農林漁業の成長産業化に向けた重点戦略の一つとして掲げられています。

最近5年間の動向を見ると、平成20年7月に「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)」が制定されたことにより、農林漁業者が、生産だけに止まらず、製造、販売部門の中小企業者等と有機的に連携する動きが活発に進められるようになりました。その後、平成22年3月に民主党政権(当時)が「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(六次産業化法案)」を国会へ提出しましたが、この法案は修正協議を経て、平成22年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)」として公布され、六次産業化関係の内容が盛り込まれている第2章に関しては翌年3月に施行されています。

このように、農林漁業の六次産業化を促進するための国の施策は六次産業化・地産地消に基づく「総合化事業計画」を中心に構成され、本計画の認定件数は1,806件(平成26年2月末現在)に達しており、着実に六次産業化の取組が広がってきています。

さらに、六次産業化・地産地消の成立以降、農林漁業者や企業関係者等が連携・協働を図ることを目的とした「産業連携ネットワーク」の設立(平成23年12月)、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)」の設立(平成25年2月)など、農林漁業者自身の六次産業化や異業種との連携を図るための仕組みづくりが行われています。

地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費することを基本として、「顔が見え、話のできる」生産者と消費者のコミュニケーションを伴う農産物の流通のなかで、生産と消費がつながる活動

産業連携ネットワーク

多様な産業等の連携により六次産業化の流れを加速化し、農林漁業の成長産業化を実現するために農林水産省が創設した農林漁業と他産業が知恵を集結し、相互に連携する仕組みのこと

株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)

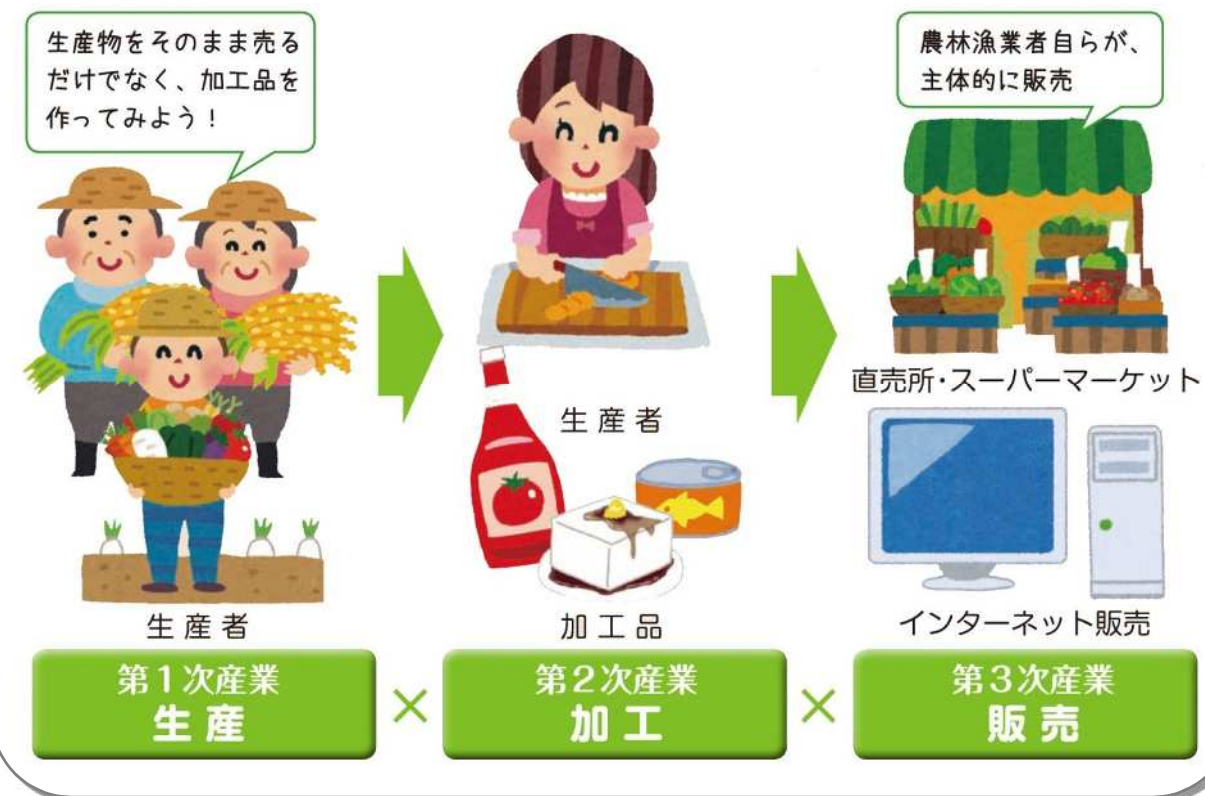
農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し、農林漁業成長産業化ファンドを通じて出融資や経営支援を実施する国と民間の共同出資によって設立された会社

■六次産業化をめぐる最近の動き

平成 20 年 7 月	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(農商工等連携促進法)の施行
平成 20 年 12 月	「民主党農林水産政策大綱」で「農山漁村六次産業化ビジョン」を提示
平成 22 年 3 月	「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(六次産業化法案)」を国会に提出
平成 22 年 12 月	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(六次産業化・地産地消法)の公布(第 1 章(目的)、第 3 章(地産地消関係)は平成 22 年 12 月、第 2 章(六次産業化関係)は平成 23 年 3 月にそれぞれ施行)
平成 23 年 12 月	「産業連携ネットワーク」の設立
平成 24 年 12 月	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(ファンド法)の施行
平成 25 年 2 月	株式会社農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)の設立
平成 25 年 6 月	「日本再興戦略 - JAPAN is BACK」で、六次産業化・異業種連携の推進を提示
平成 25 年 10 月	平成 32 年までに六次産業化の市場規模を農林水産業と同程度の 10 兆円規模(国内生産額)を目標値に設定(第 7 回農林水産業・地域の活力創造本部資料)

六次産業化とは・・・

地域資源を有効に活用し、農林漁業者がこれまでの原材料供給者としてだけでなく、自ら加工(第二次産業)、販売(第三次産業)に取り組み、経営の多角化を進めることで、農林漁業の雇用確保や所得の向上を目指すこと



ファンド

多数の投資家から集められた資金を一つにまとめ、基金にして収益を還元する仕組みのこと

(2) 県の動向

平成 23 年度、観光関連に下げ止まりの兆しが見られ、投資関連や生産活動の一部にも持ち直しの動きが見られていることが要因となり、鹿児島県での六次産業化の市場規模が約 376 億円となっています。そうした状況の中、鹿児島県では六次産業化への取組を支援するための各種施策を実施しています。

■六次産業化等に係る施策内容

分野	施策	取組内容
六次産業化	鹿児島六次産業化サポートセンターの設置	<ul style="list-style-type: none"> 六次産業化に関する支援制度への対応 六次産業化に取り組む農林漁業者等の計画づくりや、計画の実現を支援する専門家である「プランナー」の派遣による個別支援 六次産業化に関する各種研修会の開催
	六次産業化推進員の設置	<ul style="list-style-type: none"> 農業者からの六次産業化や農商工等連携に関する制度・支援策に関する問い合わせ等への対応 農業者からの農産物等の加工・販売に関する問い合わせ等への対応 農業者からの六次産業化や農商工等連携にむすびつくシーズ情報の収集 新たな六次産業化の掘り起こし
	農産物加工推進員の設置	<ul style="list-style-type: none"> オープンラボラトリーにおける農産物の加工技術や新商品の開発等の支援 農産物の加工に関する情報の収集・発信 六次産業化研修の企画立案 その他農産物加工の支援に関すること
	六次産業化に関する研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> 六次産業化推進研修会 かごしま六次産業化創発塾 かごしま食産業おこしシンポジウム
農商工連携	鹿児島県の農商工連携に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 実需情報提供システムの運営 商談会等によるマッチング支援 中小企業等に対する支援（産業立地課）

資料：鹿児島県ホームページ

シーズ

企業が新しく開発、提供する特別の技術や材料のこと

オープンラボラトリー

地域における産学官連携や外部の研究者と共同研究開発の場として開放されている研究施設のこと

シンポジウム

聴衆の前で一つの主題について立場の異なる人が質問や意見を交わす形式の討論会のこと

農商工連携

地域の基幹産業である農林水産業、商業、工業等の産業間で連携することにより、各主体が有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発等に取り組むこと

マッチング

種類の異なったものを組み合わせること

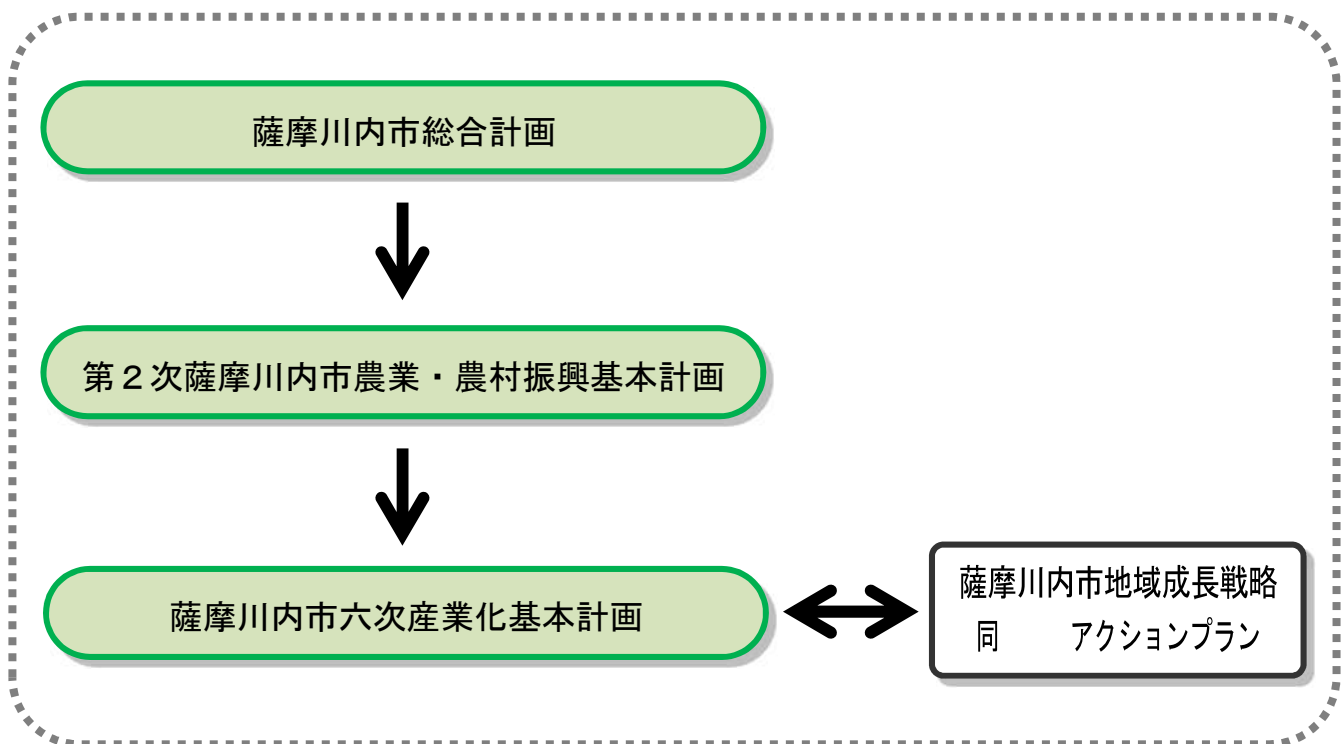
2. 計画策定の目的

本市では、市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図るため、平成 25 年 7 月に「薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例」を制定しました。本市の状況や国の動向等を踏まえながら、同条例に基づき、農林漁業の六次産業化の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、本計画を策定します。

3. 計画の期間

平成 26 年度から 30 年度の 5 ヶ年間を本計画の計画期間とします。

4. 計画の位置付け



薩摩川内市農林漁業の六次産業化の促進に関する条例

制定年月日：平成 25 年 7 月 8 日

目的：本市において農林漁業の六次産業化を促進することが農林漁業者の所得の確保及び本市における雇用の増大にとって重要であることに鑑み、農林漁業の六次産業化の実施を支援するための措置を講ずることにより、本市の重要な産業である農林漁業の振興及び農林漁業経営の改善を図り、もって本市の経済社会の活力の向上に寄与すること